

## 循環型社会形成推進基本法（抄）

## 第二章 循環型社会形成推進基本計画

（循環型社会形成推進基本計画の策定等）

- 第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針
    - 二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
    - 三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。
  - 4 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。
  - 5 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。
  - 6 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日までに」とあるのは「あらかじめ、」と、第四項中「平成十五年十月一日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

（循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係）

- 第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項 に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。
- 2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする。

環境基本計画及び循環基本計画の長期スケジュール（予定）

年月	環境基本計画	循環型社会形成推進基本計画
H29年	28日 環境大臣から中央環境審議会へ計画見直しの諮問	
2月	28日【総政部会】環境政策を取り巻く国内外の状況の変化を踏まえ基本的な考え方に関する方向性などの審議	
3月		29日【循環部会（懇談会）】進め方、フリーディスカッション
4月	28日【総政部会】計画見直しの基本的方向の審議	
5月		17日【循環部会】地域循環共生圏形成による地域活性化についてヒアリング
6月	29日【総政部会】中間とりまとめに向けた審議、 循環部会長より総政部会に次期循環計画の審議について報告	1日【循環部会】ライフサイクル全体での徹底的な資源循環についてヒアリング 6日【循環部会（懇談会）】 適正な国際資源循環体制の構築についてヒアリング、 指針の論点（案）の審議 22日【循環部会】 万全な災害廃棄物処理体制の構築、 適正処理の更なる推進についてヒアリング、 指針（素案）の審議
7月		
8月	【総政部会】調整中	2日【循環部会】指針（案）のとりまとめ
8～9月頃	中間とりまとめ公表（意見募集開始）	指針（案）に対するパブリックコメント 指針（意見具申） 環境大臣から中央環境審議会へ計画見直しの諮問
	【総政部会】各種団体等との意見交換 原案作成に向けた検討	【循環部会】次期計画に関する審議
H30年	【総政部会】原案のとりまとめ	
1～3月頃	パブリックコメント 中央環境審議会答申	
3～4月頃	閣議決定	
4～6月頃		【循環部会】原案のとりまとめ パブリックコメント 中央環境審議会答申 閣議決定